# 学 校 統 合 紛 争 の 研 究

# 一栃木県田沼町の事例一

# 対 馬 達 雄

A Study on the Conflict of the School Consolidation

—A Case of Lower Secondary School
in Tanuma City, Tochigi Prefecture—

Tatsuo Tsushima

#### はじめに ― 目的と分析視角

近年,義務教育諸学校の統合にまつわる紛争が農山村を中心に全国各地に頻発している。周知のように,町村合併促進法の制定(昭和28年)を契機とする戦後の学校統合は,新市町村建設促進法(同31年)を経てさらに統合に財政上の優遇措置を与えた過疎地域対策緊急措置法の制定(45年)によって活発化した。この場合,統合策が教育行政から導出される固有の教育上の問題というより,地方一般行政の合理化と地方財政の効率化の見地から演繹された一施策であること,また昭和40年以降のいわゆる過疎化段階においてそれが「広域生活・行政圏構想」(自治省・経企庁)に基づく過疎町村の地域再編策の一環をなしていることは,すでによく指摘されている。<sup>(1)</sup>

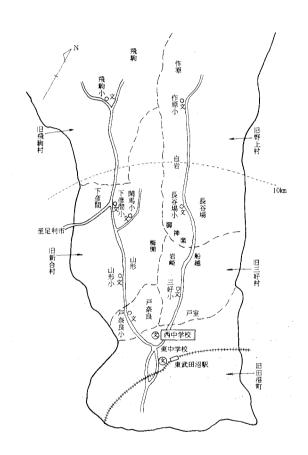
こうした地域再編の方向はそれ自体伝統的な村落の解体に連なっている。それは、住民のムラ意識 に抵触せざるをえず、この意識を支える経済的・物的基盤(入会林野その他の共同体的所有関係)の 有無と相挨って紛争発生の基底要因たりうる。通学区域・設置区域としての学区は公権力意志の浸透 と村落維持の防衛機能という二面的な性格を内包している。すなわち学校統合による学区の解体とそ れの広域化は,公権力による教育掌握のための基盤の再編であるとともに旧学区村落の凝集性と統一性 の否定に通じている(2)したがって,学校統合の紛争は,本質的に,既存村落社会の崩壊過程において 統合のもつその村落社会の解体促進作用と学校を媒体として住民に内在するいわば観念としてのムラ 維持志向との相剋として捉えることができる。本稿は,こうした理解に基づいて統合紛争過程に焦点 をあて,その発生と展開のメカニズムを検討しようとするものである。このこと自体,地域住民にと って学校が歴史的社会的にいかなる役割・意味をもつかを問う上での基礎的作業となりうるであろう。 ところで学校統合問題に関してこれまで少なからぬ研究報告が上梓されてきている。その際、近年 この問題に対して特に学習権保障の観点に基づく教育運動論や住民運動論としての検証等が認められ るが、統合紛争自体に関する事例の実証的研究は、管見によれば僅か二/三試みられているにすぎな い。(3) 本稿ではこうした研究状況に対応して,さしあたり栃木県田沼町立西中学校の統合紛争過程に ついて実態分析を行なうことにしたい。ここで紛争における反対運動展開の主要な「場」いかんの問 題に関わって、仮説的に、1)市町村議会を中心に条例改廃による統合阻止を図る「議会闘争型」,

2) 反対住民の当局を相手どっての行政訴訟に依拠する「裁判闘争型」(4), さらに 3) 両者の「折衷

型」という類型(5)を設定するとすれば、田沼町の紛争事例は「議会闘争型」の事例として、その規模と期間および統合促進政策に対する抑止的影響力の点で全国的にも類例をみない。

なお、このような統合紛争自体を考察対象とする場合、単に統合政策決定をめぐる公権力と村落の 対抗関係すなわち地方議会・地方教育委員会を末端機構とする国家権力に対する村落の反発抵抗とい う分析視角が措定されるにとどまらず、複数村落間(旧学区間)の対立、さらに当該村落内の支配一 権力構造とそれにまつわる内部集団間の対立の有無という三つのレベルでの分析視角が不可欠となろ う。こうした重層的な問題把握は、統合紛争に内在する歴史的社会的系譜を浮き出すものだからであ る。以上の観点から次に田沼町立西中学校統合の事例について検討していく。

# <田沼町西中学校所在略図>



#### <田沼町地区別人口>(昭和52年10月1日現在)

Hada F	27 Bill	面 積	TIT ## ##	人			一世帯当り	
地区別		面積	世帯数	総数	男	女	人 員	
総	数	186. 01 km²	7, 178 戸	29, 449 人	14, 410 人	15,039人	4.10人	
田	沼	23. 76	4, 795	19, 053	9, 363	9, 690	3. 97	
Ξ	好	14. 99	638	2, 861	1, 371	1, 490	4.48	
野	上	54. 23	436	1, 934	945	989	4. 44	
新	合	35. 50	801	3, 506	1,710	1, 796	4. 38	
飛	駒	57. 53	508	2, 095	1,021	1, 074	4.12	

### 統合紛争発生の基底要因 ── 村落機構と学区

# 1) 町村合併の経緯と村落機構

西中学校の設置区域,通学区域である飛駒,新合,野上および三好の4旧村は,町村合併促進法に基づいて田沼町と合併もしくは編入合併されたものである。

まず,最初に「栃木県町村合併促進審議会」(昭和28年10月3日発足)による町村合併第1次議案にもとづき,昭和29年3月31日付で,田沼町,三好村,野上村の1町2村が合併し,田沼町として発足することになった。

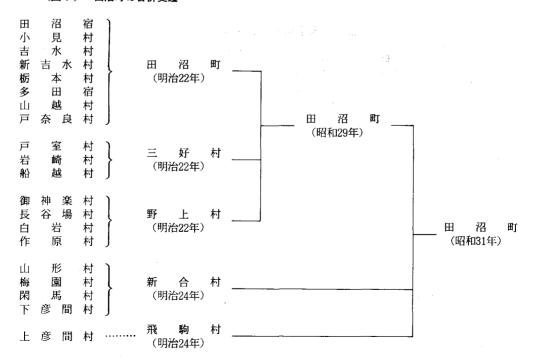
この合併は、三好、野上両村の生活圏が田沼町にあったため円滑に実現した<sup>(6)</sup>。また、新田沼町は全体として佐野生活圏の中に含まれている。

他方,飛駒,新合の両村は足利生活圏に所属している。明治22年11月,新合須花坂峠トンネル工事の竣工(田島茂平翁による)によって足利との距離が著しく短縮され,飛駒,新合両村は足利の経済圏の中に包含されることになったのである。今日においても,高校進学,就職,日用品の購入等のほとんどは,足利市との関係なくしては考えることはできない。このような事情から,新合,飛駒両村住民は足利市への合併を強く希望した。しかし,足利市は両村との合併を必らずしも好まず,合併は難航することになった。前述の町村合併促進審議会は,昭和29年5月2日,第6回の会議において,新田沼町と飛駒,新合両村との合併を勧告したが,およそ2年後の昭和31年3月31日付で,漸く2村の田沼町への吸収合併が実現している。(7)以上のような町村合併の経緯からも理解されるように,4旧村を通学区域,設置区域とする西中学校の創設には,すでに潜在的に紛争の萌芽があったといえる。

次に、統合策推進のための媒体となる村落を、これら4旧村についてみることにしよう。

4つの旧村は、明治22年、町村制の施行を契機に藩政村が合併したものである。いま、旧田沼町の場合を含めて、田沼町の合併の変遷を図示すると次のようである。

#### <図1> 田沼町の合併変遷

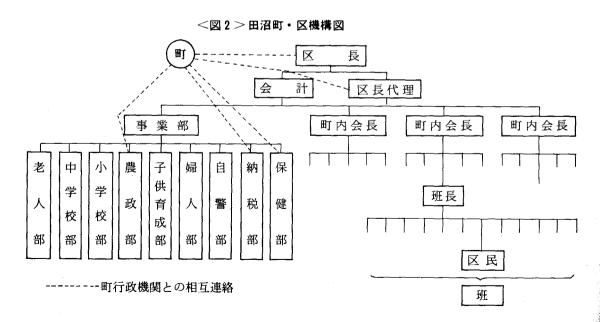


いうまでもなく、明治22年以前の旧村がそのまま今日の大字である。それ故、旧田沼町は8つの大字、旧三好村は3、旧野上村は4、旧新合村は4、旧飛駒村は1の大字によって構成されている。そして今日、原則として、この大字を単位にして区制がしかれている。(8) もっとも、明治前期に至る藩政村(大字)がそのまま区となっているわけではない。それぞれの地域における戸数、人口の変動に応じて、下表のようになっている。

<表1>	田沼町・	地区および区	(田沼町区等設置条例別表)
L/b	F7		<del></del>

地	I	区	区								
	Ш	沼	下町,角町,仲町,本町,上町東,上町西,下田沼,瓦町,原町								
	南	部	小見,吉水,吉水新田,新吉水								
田沼	据 本 栃本										
町	北	部	下多田,上多田,山越								
3	戸奈良		戸奈良東,戸奈良西								
(旧)	三好	(村)	戸室,岩崎,船越南,船越北								
(旧) 野上(村) 御神楽,長谷場,白岩,下作原,上作原											
(旧)新合(村) 山形,梅園,閑馬下,閑馬上,下彦間下,下彦間上											
(旧)	飛騎	] (村)	飛駒1区,同2区,同3区								

<表1>によってみると,旧田沼町においては明治22年以前の旧村が著しく崩壊しているのに対し,三好,野上,新合,飛駒の4地区においては,藩政村=大字=区といった形態を依然としてとどめている。また,それぞれの区は「行政区規約」を制定して区の運営に当っている。この規約によって,区の機構を示すと,<図2>のようになる。



# Akita University

この図からもわかるように、区は原則として藩政村の延長線上にあり、区民の自治組織と町行政の下請け機構という二面的な性格を帯びている。さらに、三好、野上、新合、飛駒の旧村は、それぞれ区長連絡協議会(各区長、区長代理、会計で構成)を組織しており、旧村が依然として生き続けているといえよう。したがって、今日の田沼町は、区(ムラ=藩政村)、区長連絡協議会(旧村)、田沼町という重層構造をになっていると考えられる。

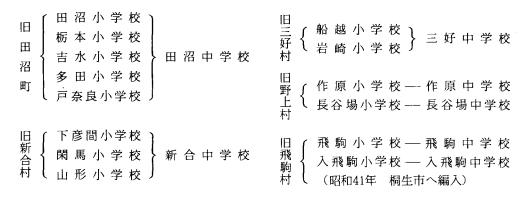
### 2) 学区とムラ

上述の行政上の重層構造は、小学校、中学校の学区の設定と不可分の関係にある。すなわち小学校についてみると、<表2>のように、原則として、学制以降ムラ単位に小学校が設置されて、今日に至っている。もちろん、学制期、教育令期においては、いくつかの学校が統合したり、分離したりしているし、また複数のムラがひとつの学校を設置している事例も見受けられるが、大勢としてはムラを通学区域、設置区域として、ひとつの小学校が設置されているといえよう。

#### <表2> 小学校の変遷(田沼町)(9)

	《表 2 / 小子仪 0 发 是(田伯明)												
	藩政村	学制期 (明治5~11年)	教 育 令 期 (明治12~17年)	教育令改正公布 (明治18年)	現 在 (昭和54年)								
田	田 店 水 村 小 見 村 新吉水村	田水学校人		田沼小学校——									
沼町	栃本村 山越村 多田宿	据 本 孝 学 校 一 多 一 学 会 一	- 栃 本 学 校 一 山 越 学 校	→栃本小学校──									
	多 田 相 戸奈良村		戸奈良学校—		一 乡 田 小 子 校 一 戸 奈 良 小 学 校								
三好村	船越村岩ヶ	船 越 学 舎一岩 崎 学 舎一戸室 学 舎一	船 越 学 校——岩 崎 学 校/———————————————————————————————————	船越小学校	➢三 好 小 学 校								
野上村	白岩村-作原村 長谷場村 御神楽村			作 原 小 学 校—— 長谷場小学校——	,								
新合村	下彦間村 閉 馬 村 山 形 村 、梅 園 村	親 民 学 舎― 師 導 館― >龍 翔 師―	開 馬 学 校——	下彦馬小学校—— 開馬小学校——山園小学校——	—閑馬小学校								
飛駒村	上彦間村	至善学舎—	上 彦 間 学 校——	一上彦間小学校	一飛駒 小学校								

中学校の場合,原則として旧町村単位に一中学校が設置されている。もちろん,通学距離の関係上,飛駒村においては飛駒中学校と入飛駒中学校(昭和41年桐生市へ編入),野上村においては作原中学校と長谷場中学校の2校が新設されている。しかし、その他の田沼町には田沼中学校が,三好村には三好中学校,新合村には新合中学校が新設されている。これを整理すると、次のようになる。



以上の小、中学校の通学区域、設置区域を一般化してみると、田沼町においてはムラ(藩政村)を範囲にして小学校が設置され、中学校は旧町村(明治22年町村制施行による行政町村)を範囲にして設置されていたといえる。このように、田沼町における義務教育諸学校は、行政上の重層構造(藩政村一旧町村一田沼町)に対応して設置され、旧村の中学校を統合してあらたに西中学校を創設することは、この伝統的な重層構造の崩壊をもたらすことにもなるのである。

### 3) 統合推進策とその媒体機構

さて、5 校統合の発端は、昭和39年1月28日、野上地区で開催された町政懇談会の席上、作原、長谷場両中学校を統合して野上中学校を創設するという話題に始まる。前述のように、旧5 町村のうち旧野上村だけが2つの中学校をもち、生徒数も全体で100名余にすぎない小規模校であったことと、更に戦後間もない木造建築のために老朽化が著しいことから、野上中学校の新設が地域住民から強く要望されたのである。この要望にもとづく陳情書は、同年2月7日の町議会で受理されている。

ついで、同年9月28日、三好、野上両地区においても町政懇談会が開催されて、作原、長谷場両中学校に加えて三好中学校をも統合していこうという気運が高まり、この三校統合についての請願書が、同年12月17日の町議会で受理されている。三好、野上両地区は、旧田沼町とともに佐野生活圏に属していることから、三校統合案は自然の成り行きであったとみられる。

この三校統合案は、その後町議会でも数回論議され、さらに「教育問題アンケート調査」の実施(昭和43年5月20日)、町広報でのPR(昭和43年6月15日、同年8月1日)を経て、「田沼町立小中学校統廃合特別審議委員会」(以下、審議委員会と略称)(昭和43年8月20日)が設置された。この審議会の構成は、町長、助役、教育委員、町議会正副議長、町議会教育民生委員および学識経験者からなり、新合地区からは、学識経験者の中に元新合村長も加わっていた。

第一回審議委員会は昭和43年8月27日,田沼町中央公民館において開催され,教育委員会から二つの統合案が提案された。一つは田沼中学校の他上記の三中学校の統合,さらに新合,飛駒両校の統合によって田沼町に三中学校を設置するという三校案,他の一つは旧村5校の統合によって全町で中学校を二校にするという二校案である。その場合,「田沼町立中学校統廃合に関する試案」(教委案)では,今後における山間地の学校の一層の小規模化と統合による相対的な規模拡大即教育条件の向上という発想からの「適正規模論」に基づき,両案が比較され(表3参照),後者の二校案が適切な教育形態として提示されている。審議委員会は結局この二校案を決定しその実現に努力することとなったのである。

第1案	中学三校を仮定	した場合
-----	---------	------

	名		称		昭和45年	F度推定	昭和48年	<b>F度推定</b>	昭和50年	F度推定	昭和52年度推定		=-1	
	10		ብላ <b>ነ</b>		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	記事	
田	沼	中	学	校	982 名	26(3)学級	885 名	23(3)学級	860名	23(3)学級	865 名	23(3)学級	カッコ内は特	殊学級数
三統	好, 合	長谷場 中	易 <b>,</b> 作 学	原校	388	9	308	8	246	6	226	6		
新統	合, 合	中	飛学	駒校	416	9	313	8	289	8	248	6		
		計			1,786名	44(3)学級	1,506名	39(3)学級	1, 395 名	37(3)学級	1, 339 名	35(3)学級		

#### 第2案 中学二校を仮定した場合

<i>E</i> 7	14-	昭和45年度推定		昭和48年度推定		昭和50年	050年度推定 昭和52年		F度推定	記事
名。	称	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	ic <del>p</del>
第一中学校	(仮称)	982 名	26(3)学級	885 名	23(3)学級	860 名	23(3)学級	865 名	23(3)学級	田沼中学校 (特殊学級を含む)
第二中学校	(仮称)	804	19	621	14	535	12	474	11	三好,長谷場,作原新合,飛駒統合中学校
計		1,786名	45(3)学級	1,506名	37(3)学級	1, 395 名	35(3)学級	1, 339 名	34(3)学級	

町側は審議委員会の決定の線にそって、44年1月以降、中学校統合のための地区懇談会をそれぞれの旧町村レベルで開催している。この場合、統合推進策の媒体が各地区の区長であったことが、基本的な問題をはらむことになったのである。各地区の公民館や中学校における懇談会に集まった地域住民は、せいぜい区長を含めて2、30名にすぎず、そこでは通学費や通学バスの運行が話題になる程度であった。その後、各地区から統合中学校通学全額町負担の請願書が町議会に提出される。

地域住民が二校案に対して賛成であると判断した町当局は、昭和45年3月6日の町議会定例会において、5中学校統合による西中学校新設のための改正を提案したが、ここでも専ら通学問題の解決いかんの論議に終始し統合条例案は全会一致で議決された。<sup>(10)</sup>その後、懸案となっていた通学問題<sup>(11)</sup>を解決するために、「西中学校生徒通学対策審議委員会」(昭和45年12月19日)を発足させることになった。この委員会の構成メンバーは、町長、助役、収入役、教育長、教育委員、町議会正副議長、教育民生常任委員長、西中学校長をはじめ、旧4ヶ村の全区長、各小学校PTA会長を網羅するものであった。

以上の説明からも理解されるように、統合推進の媒体は区(ムラ=藩政村)を中心とするものであった。町は村落の組織を内部行政機構として積極的に利用していくことになる。区長は区における公選、または推薦にもとづいて町長が任命する。このような天下り的任命を避けた区長=行政協力員は、地域住民の諸要求を部分的に組織すると同時に、他方、地方権力による村落支配を間接的に可能にするものであった。そして、区長=行政協力員は、町の公権力への従属者としての性格を強め、町権力の中に包括されていくことになるのであった。このような事情から、区長を媒体とする統合推進においては、統合に対するラジカルな反対は考えられず、せいぜい地域住民にとって切実な通学問題だけが前面に出るにすぎない。

#### Ⅱ 統合紛争の発生と展開過程

### 1) 反対運動の発生と展開過程

町権力が村落(ムラ)を支配することを可能にする前提として、区長を中心にした村落の統合性が 確保されていなければならない。公権力側としては、このような村落の統合性を前提にして、西中学 校統合に関する説得、協力要請を行なってきたのである。しかし、区長は前述のように町公権力へ の従属者として官僚的人物へと変質し、地域住民の諸要求を堀りおこし、それを組織化するというこ とからは程遠いものになっていた。

他方、町権力側は、各小学校PTA会長をも介して中学校統合への説得を精力的に行なっている。 このことは、区長への説得を補完するものであった。事実、各小学校区は大字=ムラと原則的にオーバーラップし、PTA会長は区長と並んで村落のリーダー層と考えられるからである。伝統的には、区長、PTA会長は村落のエリート層として、町議会議員への登龍門であった。(12)しかし、PTA会長も学校側を通じて町教育委員会につながり、本質的には、区長と同様に、町公権力への従属者としての性格を色濃く帯びている。

しかし、足利生活圏に包括されている新合、飛駒両地区からは、足利市への通勤マイカーが毎日300台以上を数え、その殆どは第二種兼業農家として、月収40万円から60万円台に達している。そこでは職業の多様化による価値観の相違、志向性の不一致がみられ、すでに、「もの言わぬ農民」ではなくなっている。いわば、地域住民は「もの言う住民」に変質していると言ってよい。したがって、町行政側が、審議会委員に旧支配層の頂点に位置していた旧新合村々長を入れ、加えて統合推進のパイプとして、区長、小学校PTA会長といったムラ・エリート層を活用することは、今日の村落支配としてはアナクロニスティックな手法であった。すなわち教育行政執行過程への民意反映の媒体が問題となっていた。

以上の諸事実から西中学校の創設は、第一に、野上、三好両地区と旧田沼町との連合→町政派(佐野経済圏)と、新合、飛駒両地区→反町政派(足利経済圏)との対立、第二に、新合、飛駒両地区における新旧(集団)支配層の対立、という紛争の萌芽を基本的に内包していたのである。

さて、統合反対運動は、先述の名目統合の議決、西中学校建築工事の本格化(45年4月以降)、通 学問題に関する公聴会、区長会議、各地区説明会(45年10月以降)といった過程の中で発生してくる てとになる。

45年11月13日,閑馬小学校において,「通学に関する説明会」が町長,教育長等出席のもとに開催された(閑馬上,閑馬下,両区長主催)。その前日,元中学校々長(S・K),縫製業経営主(T・I) 畳屋(F・I)の三人が,統合反対の意志表示をするために説明会に出席するように,車にスピーカーをつけて,新合,飛駒両地区を連呼してまわった。この三名は,区長やPTA会長とは何ら関係のない一般の地域住民であった。しかし,S・Kは師範学校,T・Iは旧制専門学校出身者であることから,村落におけるインテリ層に属するといえよう。閑馬地区だけで200名余の地域住民が参集したこの説明会において,地域住民は統合反対の意志を強く表明し,町内別の集会を開くことになった。こうした事態に,区長は町側と住民側との板挟みにおち入ることになる。同年11月20日,住民の要求によって,区長主催の町政懇談会(於下彦間小学校)が開かれ,これを機会に「新合中学校を守る会」が結成され,反対運動は本格化していくことになった。すなわち翌11月21日には,閑馬,下彦間全区民一同の名のもとに,統合反対の「宣言」が出されていく。(13)この宣言では,『新合村々是』(大正5年2月制定)において学校基本財産の積立による教育の条件整備が期されてより,(14)新合中学校が代々愛育してきた旧村有林による建設であったことを訴え,住民の素朴なムラ意識を喚起している。こうしたムラの生活者としての利害の共有=一体感の覚醒は,反対運動の媒体として機能することに

なった。閉馬,下彦間両区における統合反対の動きは,飛駒地区にも拡大して,同様に「飛駒中学校を守る会」が結成されていく(46年11月17日)。同年1月18日以降には,統合反対の陳情デモ,各地区反対集会が矢継ぎ早に開かれ,さらに,これら守る会の組織化と軌を一つにして,新合,飛駒両中学校PTAは,父兄会として反対運動の一翼をになうことになっていく。

ここで、守る会は、既存の町→町内会長→班長という行政浸透ルートを奪取し、それを反対運動の組織として利用していくことになる。したがって、従来の区長はボイコットされたり、態度を豹変させたりすることになる。そして、このムラ機構は、署名、カンパ、デモの動員にフルに利用されていくことになる。他方、PTAの組織も、教育委員会→学校→PTAというルートを遮断して、父兄会として反対運動の組織へと脱皮していくことになる。

「新合中学校を守る会」および「飛駒中学校を守る会」は,反対運動が激化していくにつれて,共同歩調をとっていくことになるが,それは前者の新合によって主導された。このことは両地区の地域的差異に起因している。つまり,新合(とりわけ閑馬地区を中心にして)の場合戦前における農民運動の隆盛と戦後の保革対立の激しい特有の土壌(15)にあって,伝統的なムラ秩序の衰退が著しかったこと,しかもそうした与件の下で飛駒地区における反対運動の参加者の多くが,意識において地域に密着した住民層によって担われていたのに対し,新合の場合,政治解決を意図する強硬派によって運動がリードされていたことが挙げられる。以上の事実が,以後の反対運動の展開に影響を与えていくことになる。

### 2) 直接要求と条例改廃

守る会が組織した度重なるデモを背景にして、町立学校の設置に関する条例改正の直接請求書(署名者1,723人)が町長宛に提出された(46年3月12日付)。これを機会に、地元選出県議(1名)、現、元、町議会議長等5名の調停によって、町長と守る会との間に次のような一時休戦のための協定が成立することになった(46年3月22日)。

①新合,飛駒両地区生徒の西中学校への自主通学を認める。②設置条例に当分の間,西中学校に新合校舎を置く規定を盛りこむ。

この規定にもとづいて、46年3月26日の町議会において条例の一部を改正し、さらに直接請求(西中学校の新合、飛駒両校舎を、新合、飛駒中学校とする条例改正)を否決することになった。

この一時休戦協定には、46年4月25日に実施される町議会議員選挙に対する両者の思惑が投影されている。すなわち、町側としては、選挙の結果、多数決原理でこの問題を一挙に解決しようとしたこと、守る会側としては、自派推せん候補を当選させて町議会内に反対の橋頭堡を築き反対派住民の再組織化を図ろうとしたことである。

選挙の結果, 町議員総定数26名中守る会推せんの4人全員が当選し(飛駒1,下彦間1, 閑馬2),前回の議員全員と交替することになる。<sup>(16)</sup>議会内で彼らは,統合が新合,飛駒の住民不在の統合であると町側を糾弾する一方,それに呼応した議会外の反対運動が推進され,町側の思惑通りに事は運ばなかった。しかし,協定にいう自主通学は,結果的には住民間の抗争に発展し,ムラ組織の分断,反対運動の弱体化につながっていく。すなわち,新合梅園地区を中心にして,西中学校への自主通学生徒の父兄を糾合した全町レベルの「田沼町教育を守る会」が結成され,するどく反対派と対立していくことになった。このことから,自主通学は,反対派に対する町側の切り崩し工作の一環として作用したのである。

こうした状態にあって、町側が条例改正中の「当分の間は、47年3月31日まで」と言明し(47年1月19日の臨時町議会における反対派議員に対する町長答弁)、完全統合への意志を明確化したため、反対派は臨時議会(3月30日)の議場乱入による流会等の一揆的性格を帯びた運動を進めていくこと

Akita University

になった。

この混乱の中で、反対派リーダーの要請で来町した県議5名の調停によって、町側と守る会側とで「田沼町立西中学校統合問題に関する覚書」がとりかわされることになった(47年3月30日)。その内容の主なものは、①当分の間西中学校に新合、飛駒校舎を置く。②梅園地区を除き自主通学は廃止する。③完全統合については、田沼町教育委員会は白紙の立場から充分検討し、関係地区民を充分啓発して、住民の同意を得て実施すること、というものであった。

この覚書は,反対派にとって有利なものであったが,町側にとっては致命的な問題を含んでいた。すなわち,新合,飛駒両校舎の未完の統合実施にまつわる補助金返還問題である。この時点から,町側は反対派に対する積極的な攻勢に転じていくことになる。まず第一に,47年4月30日,町長は臨時議会議場に乱入した反対派リーダーを足利検察庁に告訴することによって,反対運動そのものの弱体化をねらったが,このことは逆に反対派住民を硬化させることになっていく。次に,46年12月17日,紛争の責任をとって辞任した4名の教育委員の後任として,反対運動のもっとも強硬な新合中学校を守る会の会長を任命(47年5月1日)して,反対運動の分断を図ることになった。後にも述べるように,守る会会長の教育委員任命は,反対運動内部に強硬派と妥協派の明確な分裂をもたらすことになっていく。

48年2月6日の臨時町議会にふたつの直接請求が提案された。ひとつは,反対派による西中学校統合反対(新合,飛駒両中学校存続)の直接請求,他のひとつは,統合賛成派による実質統合の直接請求である。町議会議長は佐野警察署から警官170名を要請して統合賛成案を可決し,実質統合に踏み切ることになった。

### 3) 反対運動と第一次協定

前述の統合賛成案の可決によって、「覚書」は白紙還元され、町側は実質的な完全統合策を強行していくことになる。自主通学を廃止し、スクールバスを運行して新設の西中学校への通学を呼びかけていくことになった。他方、反対派は、町議会内における反対行動<sup>[17]</sup>とともに生徒の同盟休校(48年3月17日以降)に突入していく。そして、閑馬、下彦間、飛駒地区の1年生は、同年4年2日以降、神社や空工場等で自主授業を開始した。東京・足利方面からの5名の大学生が応援教師として自習形態による授業を担当し、地域住民は応援教師の生活費を負担し、長期戦に備えることになった。教える教材に困った反対派住民は、その後、「教科書よこせデモ」、「先生よこせデモ」を断続的に行っていくことになる。さらに中学生は、応援教師の指導のもとで、独立校の存続を町側に陳情、座り込みを続けるという状況であった。<sup>[18]</sup>このように、町側の実質統合策と反対派の独立校存続への運動は、全く平行線のままに、生徒をまきこんで、妥協の余地のないものになっていく。

他方,反対派内部でも,自主授業から脱落して,スクールバスで西中学校へ通学する生徒もふえてくる。反対派はこのような状況から,「西中通学拒否の家」と書いたポスターを反対派各家庭の戸口に張りめぐらしたり,その他の村八分的な行為に訴え,さらにスクールバスの運行の妨害を行なうことになる。

こうした状況に加え、全国レベルでのマスコミの報道は、紛争を増幅させ、問題を一層複雑なもの にしていった。

反対運動の強硬派は、県議会、国会、文部省へと押しかけ、政治的に新合、飛駒両校の独立校存続をかちとろうと奔走する。その結果、48年6月19日、「田沼町立西中学校通学に関する紛争解決のための協定書」(第一次協定)が県議団の仲介によって成立することになったのである。

#### Ⅲ 紛争の再燃と終焉

# 1) 分教室の設置と文部省通達

町当局と反対派住民・父兄との間に結ばれた上述の「協定書」は11項目からなっている。

その要点は、①両旧中学校跡への西中学校新合分教室・同飛駒分教室の設置、②その設置期間一昭和48年7月1日~同51年3月31日、③分教室の学級編成一昭和48年度3学級(各学年1学級)・同49年度2学級(3,2年生各1学級)・同50年度1学級(3年生1学級)、④自主通学制度の継続、⑤分教室の教員配置一昭和48年度12名・同49年度8名・同50年度6名、となっている。

これらの内容は町教育委員会によって直ちに実施に移され、4年間に及ぶ紛争も漸く一応の収拾をみることになった。もとよりこうした新合、飛駒両校の期限付き存置という形での収拾は、旧中学校の存続を前提としていた統合反対派にとって不本意なものであった。現に「協定書」調印によって統合紛争を終結させたと判断し、同年6月30日に引責辞職した町長の後任選挙(8月15日)の争点は、依然として統合問題の是非であって、統合路線をめぐる賛成、反対両派の間で候補が擁立され、激しい選挙戦の結果、前者の代表候補が当選している。したがって、反対運動は表面的に鎮静していたにすぎなかったのである。同年9月27日の文部省の「公立小・中学校の統合について(通達)」は、この反対運動を再燃させる直接的契機となった。

周知のように、「通達」は学校規模(適正規模)の過度の重視に基づいた学校統合による地域住民との紛争や通学上の困難を避けること、通学距離など児童、生徒の心身や教育活動への影響、小規模学校自体の教育上の利点を考慮し、それの存置と充実にも留意すること、さらに地域住民の理解と協力を得た無理のない統合計画を進めることを要望している。もっとも、このことは、すでに『学校統合の手びき』(昭和32年)の中で述べられてはいたが、全国的規模で紛争が発生していたこの時期に改めてそれが繰りかえされたことからすれば、「通達」は明らかに従来の学校統合促進政策の一定の軌道修正の意味をもっていた。統合促進政策の実施過程におけるこのような軌道修正は、全国的に新たに反対運動を勢いづけ紛争を惹起することになった。田沼西中問題はまさしくその典型的事例である。「通達」は反対運動の展開に援用されることになるのである。

では、なぜこの時期に「通達」が出されたのか。すでに西中統合反対派の頻繁な文部省陳情に対して、地方自治法を楯に地元解決の立場を文部省は保持してきたはずである。それにも拘らず「通達」が出されたのは、総じて、全国的な反対運動に対する一定度の譲歩策的意図を含んではいたにせよ、西中問題については紛争が終了したという政策側の認織がその根底にあったからと解される。だが、「通達」をめぐって、県教委一町当局の「今後の統合計画に慎重を期せ」という意味での解釈に対して、反対派はそれを西中問題解決のために新たに出されたものとみなし、従来の運動・主張の正当性を保証する論拠を認めたのである。<sup>(19)</sup>

#### 2) 「協定書」の破棄と自主授業

「通達」はこうして、新合・飛駒両地区の反対住民を再び勢いづけ、解散寸前にあった両地区の「守る会」「父兄会」の体制立て直しにきっかけを与えることになった。新合、飛駒両校の期限付き存置に代って、両校の永久存置の運動が開始されることになる。すなわち統合問題を「協定書」調印の時点で解決したとする町当局の立場に「通達」の趣旨に基づく両分教室の独立校化の要求が対峙し、紛争が再燃していくのである。

この時,統合推進の論拠であった \*適正規模論 "に対抗して,新たに地域生活圏を基盤とし,地域に根ざした小規模学校の充実を展望する \*少人数教育論 "地域教育論"の主張が,従来の統合反対理由一学校のもつ伝統的な地域文化センター機能の喪失,遠距離通学による学力低下と学習意欲の減

退,通学上の危険等一を補完するものとして,反対指導者に担われている。<sup>(20)</sup> こうした反統合の教育的論拠の構築にあたって,「人間の序列化,物象化,疎外化に対する抵抗」として統合反対を捉える支援教師団の役割が指摘できよう。<sup>(21)</sup>

反対派の対町行政の行動目標は、再び統合条例の撤廃に向けられることになる。その一環として、反対派は、新入生の西中学校への入学通知書を一括返還し(49年2月25日)また「協定書」の破棄通告を行なっている(同年3月2日)。それと共に、独立中学校の設置を内容とする「田沼町立学校の設置に関する条例の一部改正」の4度目の直接請求が提出されたのである。この場合、議会の議員構成とその性格が問題となる。前述のように、46年4月の町議選で新合・飛駒の統合反対派が議会=町政レベルでの足場造りとして選出し、闘争展開の前衛たらしめた議員は4名であって、全議員26名の1/6に満たなかった。またこの統合紛争自体町公権力と政党や団体の支援を受けた反対住民との直接的対決であるだけに、よしんば反対派議員の前衛的役割が強力であったにせよ、議会レベルでは両者の力関係の問題=多数決原理に解消されていく。したがって、直接請求も従前通りこうした力学の下に退けられ(同年4月1日)、行政意志は貫徹していく。

町政レベルにおける反対派の敗北は、同盟休校という形での実力行使を再度導いている。すなわち、 <表4>にみられるような反対派の1学年生徒41名による入学式(4月9日)のボイコットと自主授業の開始がそれである。

111	身校名	入:	学 予 定	者	出	席	者	欠 席	者	
Ш	牙仪石	男	女	āt	男	女	計	男	女	計
戸	奈良小	14	18	32	14	18	32	0	0	0
Ξ	好 小	19	17	36	19	17	36	0	0	0
長	谷場小	16	6	22	16	6	22	0	0	0
作	原小	8	12	20	8	12	20	0	0	0
山	形 小	10	10	20	10	10	20	0	0	0
閑	馬小	12	9	21	10	4	14	2	5	7
下	彦間小	11	15	26	2	5	27	9	10	19
飛	駒小	17	19	36	11	10	1	6	9	15
	計	107	106	213	90	82	172	17	24	41

全体の19%にあたるこれら3小学校出身生徒は、町教委の再三の本校通学の要請に抗して、それぞれ新合、飛駒両分教室を利用し、支援教師団から自主授業をうけることになった。こうした方策は、学校存続を求める文部省への陳情と並行してとられた反対派の最終的手段にほかならない。しかし町議会における統合議決という決定的事実を前にして、反対運動自体次第に追いつめられていくことになる。

#### 3) 反対運動の解体と「第二次協定書」

同盟休校一自主授業は、学校教育法に基づく正規の授業とは認められず法的には単なる私塾の教育とみなされたから、それの長期化とともに、進級問題が現実化してくる。田沼町の小中学校管理規則第12条には「授業日数の三分の一を欠いた場合は原級にとどめることができる」とあり、7月以降には登校を拒否した上述の生徒の原級留置が浮び上ってきたのである。独立校実現の願望にも拘らず、

それは言うまでもなく父兄を動揺させることになった。町教委による原級留置回避のための本校での補習授業実施(8月9日~)の呼びかけに、飛駒地区の15名全員が応じたことは、その端的な現れである。と同時に、このことは、依然総体的に強硬姿勢をとる新合地区との共闘態勢にひびが入ったことを意味している。

元来,統合反対の主導権は新合にあって,飛駒はそれに追随する形をとってきた。それは既に指摘したごとく,新合地区とりわけ閑馬と下彦間の両村落の伝統的なムラ秩序の解体が飛駒地区のそれよりも著しく,かつそうした与件の下で反対運動の実質的なリーダーが新合に集中してきたことに起因している。しかも飛駒地区内で統合是認の住民層の占める比重は大きく,反対住民にとって彼らとの摩擦の日常化とともに運動推進に対する閉塞的意織が醸成されていた。紛争の長期化がそれに拍車をかけ,協定破棄撤回の気運が高まっていたのである。

このような新合・飛駒の反対運動の足並みの乱れは、その運動組織の亀裂にも連なっている。先に述べたように、運動母体は新合、飛駒の2つの「守る会」と同じくふたつの「父兄会」という4つの組織から構成されていた。それは運動の方法と対応、認織を異にした混合組織であった。飛駒地区の「守る会」、「父兄会」は、意識・行動形態からみて、いわば地域密着型の妥協派が大勢を占めるに至ったと言ってよい。問題は運動を主導した新合地区の反対組織体であった。新合においても飛駒と同様に反対住民・父兄層の間に動揺が拡大していた。すなわち新合280戸中における統合賛成・反対の比率は1対3から3対1に逆転していく。(22)それは反対組織のリーダー層の内部的亀裂を惹起せざるをえない。既に「協定」締結以前、町側からの運動切り崩し工作の一環とみなされる反対派リーダーの教育委員への任命(47年5月)の過程で、主導権争いが存在していた。しかも昭和44年段階までの町議選(=町政への参加)での敗退者がリーダー層の一角を占めるという錯綜した事情があった。反対派リーダー層に潜在していた内部抗争は、運動を担う住民層の動揺という事態の下で顕在化し、それは妥協派と強硬派とに明確に分解していく。自主授業の生徒36名(新合25名・飛駒11名)の原級留置が目前に迫った12月段階で、統合問題の政治的解決を唱導する強硬派は挫折を余議なくされ、統合是認の立場からの県議団の仲裁を受けることによって反対運動自体崩壊していく。

その場合,反対運動の崩壊にはその組織体に内包された問題だけでなく,長期に亘る闘争継続の資金の枯渇,さらには、上にも触れた村落間の賛成・反対住民間の対立,同一村落内部での対立一それの児童生徒関係への投影といった要因が作用していたのである。

結局,田沼町西中統合紛争は先の「協定書」の協定内容を時期的に昭和52年度まで延長した形をとってそのまま踏襲し、かつ原級留置を行なわないとする「第二次協定書」の調印締結(昭和49年12月28日)をもって終了するのである。

#### むすび

以上、時系列的観点から田沼町西中学校統合にまつわる紛争問題を検討してきたが、最後にこの紛争過程における反対運動の性格について言及してむすびとしたい。

まず問題となるのは、近代以降、公権力が教育を支配する上で導入したいわば公教育組織原理である「学区」の存在である。田沼町においてそれは、基本的には小学校区の場合、ムラ(藩政村)を単位とし、中学校区の場合、旧町村を単位にしている。この学区の再編成=学校統合は、言うまでもなくムラ、旧村の新町への拡大と統合の機能を担っている。統合西中学校はまさにそれである。5つの中学校の統合は、学校経費の合理化という政策意図の側面もさることながら、旧町村そのものの消滅ないし、戦後の中学校が担ってきた旧町村を範域とする地域社会学校の消滅でもある。

この統合にまつわる紛争の発生は、ムラ意識の覚醒、換言すれば学校を媒介とする観念としての村

落の覚醒を底流としていた。田沼町西中の場合にそれは異質の生活・経済圏の合体という要因と相乗化し、強力に前面に出ることになったのである。その場合、統合推進という行政意志の浸透過程において旧村落支配層一既存の指導体系一を媒介とする従来の形態が踏襲されたことは、支配構造の変質すなわち伝統的な村落構造の崩壊過程のなかで、本来的に住民意志を吸収しえない時代錯誤的手法にほかならなかった。それは経済的自立に裏打ちされた地域住民の権利意識に抵触し、彼らの反発を惹起せざるを得ないのである。

このような地域住民の反発を反対運動に糾合し組織化する上で、新合地区、とりわけ閑馬、下彦間を中心とする新たに発生したリーダー層の果たした役割は大きかった。だが、その場合のリーダーシップは、いわば、"呉越同舟"の性格を当初から内在させていたと言ってよい。そのことが運動の自壊作用を促すことにもなった。

一方、紛争の拡大と深化の過程で、反対派の運動推進に関わる教育上のイデオロギー的補完が加わったことが指摘されねばならない。すなわち、公権力の統合の理論的根拠たる適正規模論に少人数教育論・地域教育論が対峙した。それは、観念としてのムラを合理化する役割を果すことになる。また、学区の存在も「上から」の教育組織原理としてではなく、むしろ旧村そのものの維持のための組織原理として把握されていく。それはムラの防衛組織に転化するのである。その限りでは保守的側面が包摂されていた。また補完されたイデオロギー自体とリーダー・反対住民の基本的な意識とのギャップがあった。そこにも運動崩壊の一つの契機が認められよう。

結局,反対運動は形式合理主義の体系として機能した町議会の存在を与件として,反対組織の分解, 資金枯渇問題,住民間対立によって終止符をうつことになるのである。紛争の終結によって,形式 的には旧村の新町への統合(それに伴う町民としての一体感の育成)が完了する。

以後の問題は小学校区の再編成であって、そのことによってムラ組織自体の実質的再編成が促されることになるであろう。

#### <注>

- (1) 村中知子「学校統合と住民運動―岩手県下閉伊郡岩泉町の事例」(『教育社会学研究』第28集,東洋館出版社,昭和48年)。伊ケ崎暁生編『子どもの学習権と学校統廃合』労働旬報社,1973年。その他
- (2) 千葉正士『学区制度の研究―国家権力と村落共同体』勁草書房,1962年,330 頁以下参照。および若林敬子「学校統合と農山村・子ども― \*過疎化"段階と \*新通達"をめぐって」(『教育社会学研究』第29集,昭和49年,59頁以下)参照。
- (3) 例えば、村中前掲論文および不破和彦「学校統合と村落構造―岩手県下閉伊郡岩泉町の事例」(東北大学 教育学部『研究年報』第22集、昭和49年)。
- (4) こうした 2 類型の設定については、佐藤守、対馬達雄「学校統合の研究—秋田県大館市の事例」(本学部 紀要,第30集,昭和55年)を参照されたい。
- (5) 議会,裁判所両者を通じて統合阻止を図るというこの第三の形態として、神奈川県津久井郡藤野町立藤野中学校の紛争事例が挙げられる。
- (6) 『栃木県政史一戦後篇』第一巻, 153 頁以下。
- (7) 前掲書, 163頁。
- (8) 「田沼町区等設置条例」昭和35年。
- (9) 田沼町教育委員会『田沼町教育百年のあゆみ一学校教育編』昭和52年,15頁。
- (10) 昭和45年第一回田沼町議会定例会会議録(3月6日付)。

# Akita University

- (11) 通学方法についての案は、二転三転と変っている。旧飛駒村からは、遠い地点で西中学校まで20km余にもなるため、父兄の立場からは、通学問題は深刻であった。最初、町教育委員会は、路線バス(関東バス)と交渉の結果、当時、月額生徒一人当り 1,800 円の案を出したが、各地区住民から反対されて、それを撤回することになる。次に、45年12月22日、新合地区から「スクールバス利用に関する請願」が提出され(大関政十郎他 1,012 名)、町の方針としては、スクールバス無料輸送という方向を辿ることになる。これまでにはいくつかの案があって、各地区毎に「通学に関する説明会」がなされている。また45年 6 月、新合、飛駒両地区の 7 名の区長は、バス無料化の署名簿を町長宛に提出した。このことが、町側からは、統合賛成の唯一の根拠として取りあげられていくことになった。
- ① 田沼町議会議員名簿(昭和52年8月6日現在)によれば、25名(1名欠員)議員中、小学校PTA会長経験者13名、区長経験者2名を数えることができる。
- (13) 「新合中学校を守る会」には山形小学校区の住民は加入しなかった。このことは、西中学校までの距離が近いこと。住民が旧支配層の元村長の支配下に所属していることなどの理由があげられる。
- (14) 同書17~19頁。
- (15) 佐藤守,対馬達雄『学校統合の研究―栃木県田沼町立西中学校統合問題の面接記録』昭和54年。13頁以下参照。
- (16) 反対派議員4名中,地域密着派3名,政治解決派1名と目される。
- (17) 反対の論点は、統合策が住民不在であるということに加え、須花坂峠トンネルによって新合、飛駒の生活 圏が足利市にあり、西中学校に一時的に通学させても、解決とならないこと、スクールバス運行経費が田沼 町財政に堪えきれない額であることなどである。この点については、例えば、昭和48年第2回田沼町議会定 例会(3月4日~17日) Y反対派議員の発言があげられる。
- (18) この反対運動への県内現場教師の関与は全くなかった。因みに田沼町内教員の日教組への加入者はいない。 安蘇郡内でも一名にすぎない。
- (19) 昭和48年第9回田沼町議会定例会(12月21日)のY反対派議員発言。
- (20) 『面接記録』89頁以下参照。
- ② この反対運動の理論的指導者と目されるK氏は、この点についてその後、『思想の科学』紙上で報告を行なっている。合田新介「高度成長時代の犠牲者たち一統合反対運動のなかで」(『思想の科学』1975年8月号所収)。
- (22) 『面接記録』88~89頁。
- <注記 1 > 本稿は昭和53,54年度の文部省科学研究費―般研究C「学区再編成過程の実証的研究」(代表佐藤守)の研究成果の一部である。
- <注記2> 本稿は、日本教育社会第31回大会(昭和54年9月21日~23日、於:文教大学)における佐藤守、 対馬達雄、若林敬子の発表を加筆修正したものである。

(1980年7月31日受稿)